

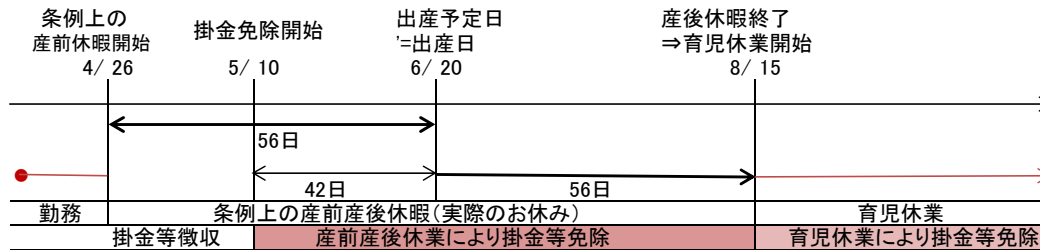
◎申出をした場合の掛金等の免除期間は、原則として、出産日以前6週間(42日)から出産日後8週間(56日)までの間で、産前産後休暇を取得した期間になります。

また、掛金等は月ごとに計算されますので、免除となるのは、産前産後休業を取得した月から、産前産後休業を終了した日の翌日の属する月の前月までとなります。

主な掛金等免状の事例は以下のとおりです。

【事例1】 出産予定日に出産した場合

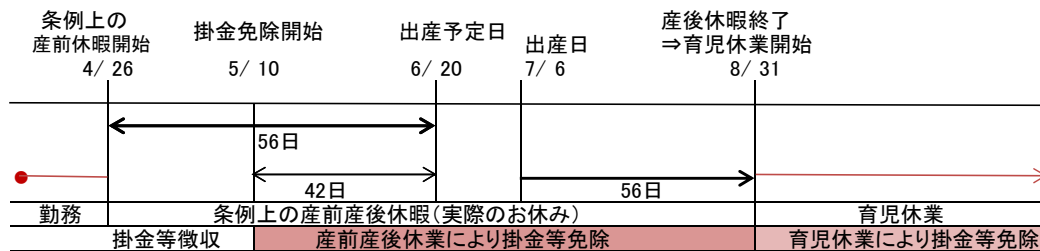
産前休暇56日(8週間) 産後休暇56日(8週間)
 出産予定日=出産日: 6月20日



産前産後休業に係る掛金等免除期間: 5月~7月
 育児休業に係る掛金等免除期間: 8月~

【事例2】 出産予定日より遅れて出産した場合

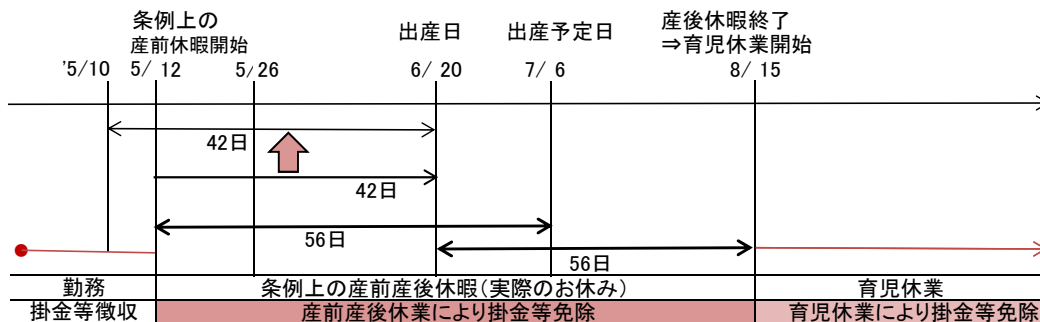
産前休暇56日(8週間) 産後休暇56日(8週間)
 出産予定日: 6月20日
 出産日: 7月6日



産前産後休業に係る掛金等免除期間: 5月~8月
 育児休業に係る掛金等免除期間: 9月~

【事例3】 出産予定日より早く出産した場合

産前休暇56日(8週間) 産後休暇56日(8週間)
 出産予定日: 7月6日
 出産日: 6月20日



産前産後休業に係る掛金等免除期間: 5月~7月
 育児休業に係る掛金等免除期間: 8月~